

東林地区防災計画

目 次

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目 的	1
2 地区防災計画の構成と推進組織	1
3 計画の修正	2

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割	3
2 自主防災隊の役割	3
3 避難所運営協議会の役割	3
4 事業者の役割	4
5 中高層共同住宅管理者等の役割	4
6 災害時関係者相関図	5
7 災害初動期・応急対策期の相関図	6

第3章 地区の概要

1 自然的条件	7
2 社会的条件	7

第4章 防災アセスメント調査等による地区被害想定

1 防災アセスメント調査による地区被害想定	8
2 浸水（内水）ハザードマップによる地区被害想定	10

2 災害予防計画

第1章 家族ではじめる防災意識の確認と日頃の備え（自助）

1 地震対策	11
2 風水害対策	11
3 延焼防止対策	12

第2章 地域社会で防災対策（共助）

1 地震対策（風水害対策も共通）	13
------------------	----

3 応急対策計画（地震・風水害）

第1章 家族の安全な避難のために（自助）

- 1 地震対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2 風水害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第2章 地域住民の協力で被害を最小限に（共助）

- 1 地震対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 2 風水害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目的

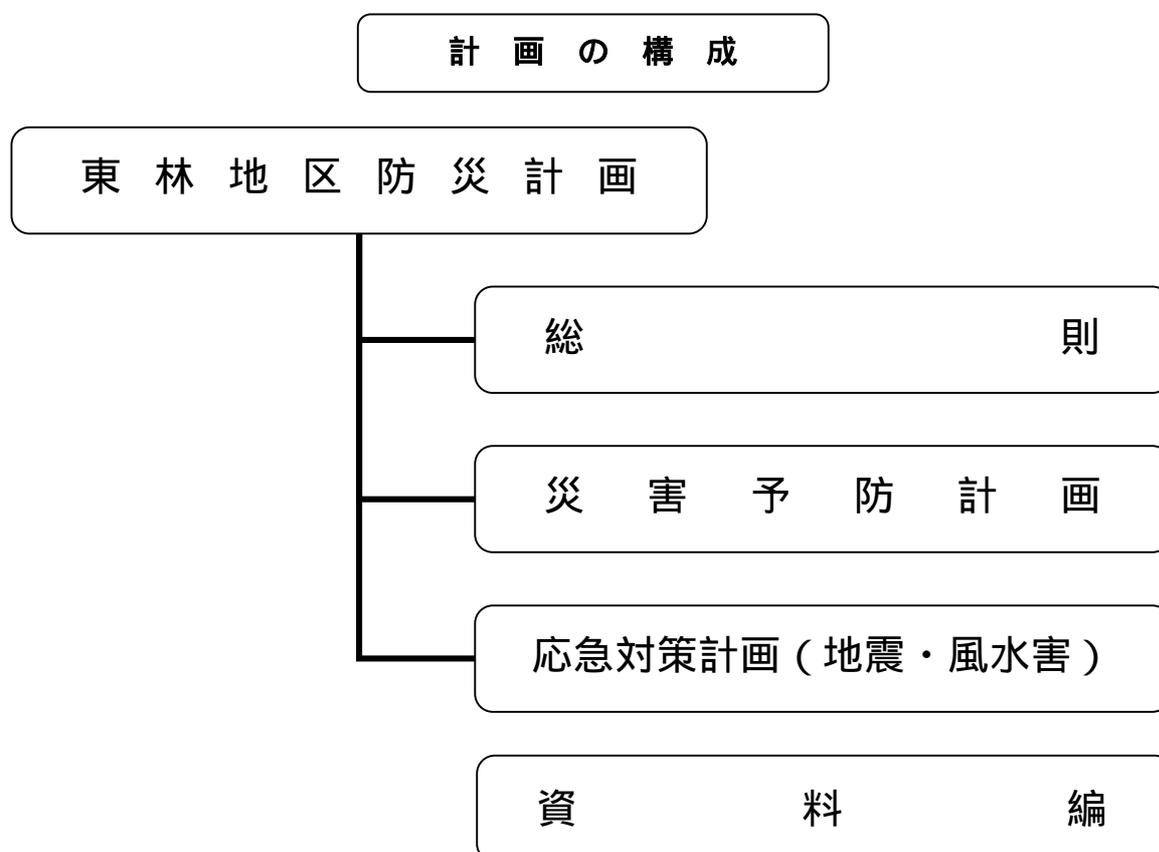
東日本大震災をはじめ、これまでの多くの災害の教訓からも、大規模災害の発災直後は、消防や各行政機関など、「公助」による対応にも限界があるため、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民や地域自らが対応できる体制をつくることが重要である。

このため、地域の特性に応じて、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、地域における防災力を高めることを目的とする。

2 地区防災計画の構成と推進組織

東林地区防災計画は、本計画における基本的事項を示す総則、日頃からの備えを定める災害予防計画、発災から3日以内の動きを定める応急対策計画（地震・風水害）及び資料編で構成する。なお、本計画は自助・共助について掲載されているが、公助については市内共通事項として定めている相模原市地域防災計画を参照するものとする。

地区防災計画のもととなる組織は、東林地区内の自治会を母体とする単位自主防災隊、地区自治会連合会を単位とした連合自主防災隊、東林地区内の避難所を単位とした避難所運営協議会で構成する。



3 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

また、多様な主体の意見を反映できるよう、計画の検討・修正の際は、女性、災害時要援護者支援団体、地域企業等の参画を促進する。

計画の修正（見直し案）基本方針

- ・ 計画内容に影響のない修正（法令等の引用条文など）については、適宜、修正を行い、まちづくり会議等に報告をすることとする。
- ・ 計画内容に変更を伴う修正については、計画策定組織に準じた構成員により、検討・調整を行い、まちづくり会議へ付議し、意見を聞くものとする。

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割

- (1) 「自らの身は自ら守る(自助)」及び「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という意識を持ち、防災訓練など地区の防災活動に積極的に参加し、各個人、事業所、自主防災隊等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりをすすめ、災害に強い居住者と地区の形成に努める。
- (2) 常に災害に対する備えを怠らず、住居や所有若しくは使用する建造物等の安全性を確保するとともに、非常時に備え少なくとも最低3日以上以上の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出し品の準備など「自助」の取組に努める。
また、過去の災害の教訓を伝承し、災害時には自らの情報を発信する。
- (3) 災害時には、共助の視点の下、地区とりわけ近隣世帯、いわゆる「隣近所」が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出・救護等に努めるとともに、避難するに当たっては、災害時要援護者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動する。
- (4) 自治会員は、日頃から自主防災隊の役割や活動内容をよく理解し、災害時には、自主防災隊活動を円滑に実施できるよう協力する。
- (5) 地区住民は、共助組織の重要な基盤である自治会に加入し、日頃からその活動に参加することに努める。
自治会加入率は平成27年4月1日現在、51.46%。
- (6) その他、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力する。

2 自主防災隊の役割

- (1) 日頃から、地区内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者等の状況等を把握し、地区内の防災に係る方針の策定や防災マップ、防災活動用資機材の整備、点検に努める。
- (2) 隊の班編成や活動内容を明確にしておき、隊員の教育訓練を推進するとともに、女性や若年層を含めた地区住民の参加、地区事業者との連携の促進等、地区全体の防災力を向上させる取組に努める。
- (3) 災害時には、情報の収集・伝達、救出・救護、消火、避難誘導、避難所の運営協力、災害時要援護者の支援等に努める。

3 避難所運営協議会の役割

避難所運営協議会は、平常時、避難所運営が円滑に行われるように、避難所運営協議会長を中心として避難所の運営についての協議を行うとともに、訓練を実施する。

災害時は、避難所運営協議会が「避難所運営本部」を立ち上げ、避難所の開設及び運営を行う。

4 事業者の役割

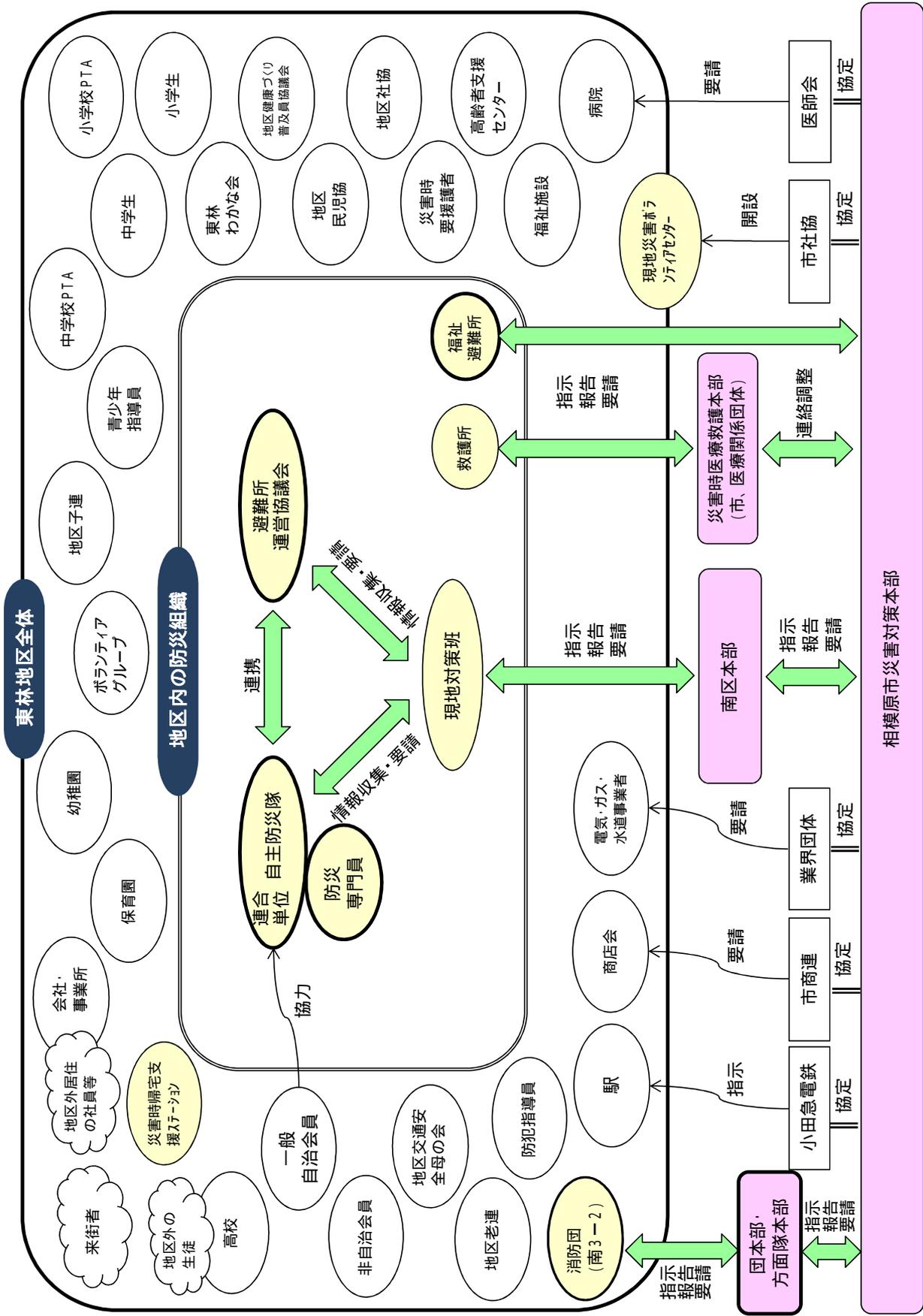
- (1) 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、従業員等の発災時の一斉帰宅抑制のための3日分以上の食料及び飲料水等の備蓄、初期消火、救出・救護等のための資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。
- (2) 対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地区住民及び自主防災隊と連携して、地区における防災活動に参加する等、地区の共助に取り組むよう努める。
- (3) 災害が発生した場合には、行政、地区住民及び自主防災隊と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出・救護、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。

5 中高層共同住宅（注1）管理者等の役割

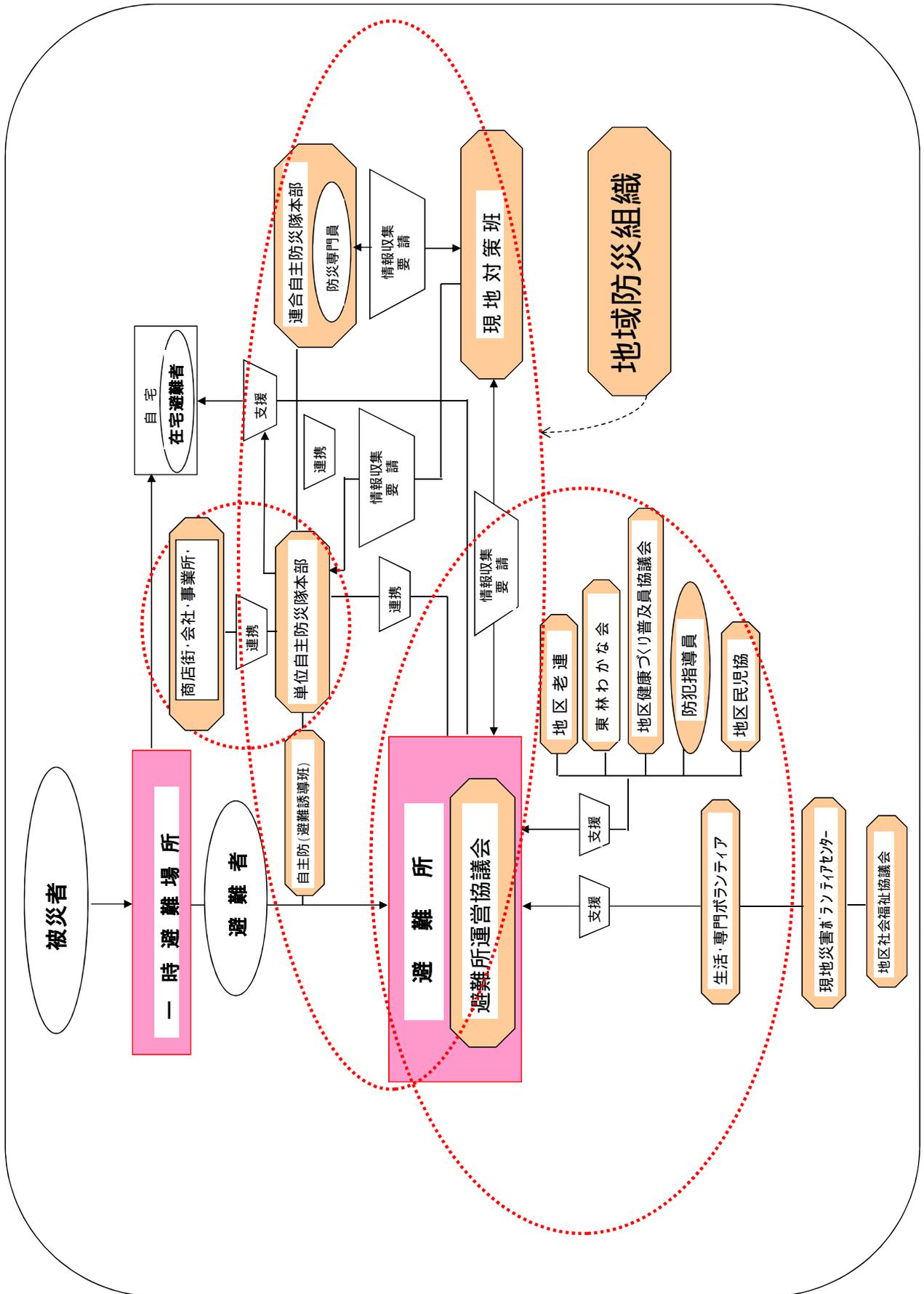
- (1) 日頃から、建物及び整備の耐震性の維持、確保に努める。
- (2) 地震等によるエレベータや電気、ガス、上下水道等の停止を想定した、居住者の生活支障対策用設備及び資機材の整備並びに共同住宅内の自主防災体制の整備に努める。
- (3) 周辺住民や自主防災隊との連携強化に努める。
- (4) 災害時には、居住者等の防災活動を統括するとともに、中高層階居住者の生活支障対策を実施するよう努める。

（注1）中高層共同住宅とは：3階以上の共同住宅

6 災害時関係者相関図



7 災害初動期・応急対策期の関連図



第3章 地区の概要

1 自然的条件

東林地区は、相模原市の南部に位置し大和市及び座間市と隣接している。

台地（上段）にあり、大部分は平坦な地形であるが、北東部を深堀川が流れ、深堀川沿いは急傾斜地になっている。また、相南地区の一部に甚大な浸水被害を及ぼす窪地もある。

2 社会的条件

(1) 人口

東林地区の人口は、平成27年4月1日現在、20,074世帯、41,259人となっている。年齢別では、年少人口(15歳未満)が10.6%、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)が64.7%、高齢人口(65歳以上)が24.7%となっている。このうち、外国人の登録人口は625人である。また、平成22年度国勢調査における南区の昼夜間人口比率(注1)は83.0%となっている。

(2) 交通

地区内には、小田急線の東林間駅と小田急相模原駅の2駅があるほか、相模大野駅や田園都市線と接続する中央林間駅と隣接している。

幹線道路は、都市計画道路相模原二ツ塚線、相模大野線、上鶴間線、東林間線、町田南大野線の5路線あり、住宅地内は、幅員の狭い道路が多い。

(注1)昼夜間人口比率とは：常住人口(夜間人口)100人あたりの昼間人口の割合。

第4章 防災アセスメント調査等による地区被害想定

1 防災アセスメント調査による地区被害想定

(1) 想定地震と条件

想定地震	相模原市東部直下地震	本市の東部地域直下の地震（マグニチュード7.1） 震度6強
	相模原市西部直下地震	本市の西部地域直下の地震（マグニチュード7.1） 震度6弱
	大正関東タイプ地震	相模トラフで発生するマグニチュード8クラスの 海溝型地震 震度6弱
条件	季節・時刻	夏12時、冬18時、冬深夜2時の3ケース
	天候	晴れ、風速3m（本市の平均風速）

(2) 地区被害想定

建物被害（冬18時）

単位：棟

想定地震	建物総数	全壊	焼失	大規模半壊	半壊
東部直下地震	8,936	595	124	0	1,572
西部直下地震	8,936	18	7	0	299
大正関東タイプ地震	8,936	179	0	0	1,017

人的被害

単位：人

		東部直下地震	西部直下地震	大正関東タイプ地震
冬2時	死者	38	1	11
	閉込者	229	9	73
	重傷者	42	2	14
	軽傷者	240	39	136
冬18時	避難者当日	1,822	138	631
	避難者1週間後	4,058	962	2,498

(3) 避難所ごとの被害想定(東部直下地震)

建物被害(冬18時)

単位:棟

避難所名	建物総数	全壊	焼失	大規模半壊	半壊
東林小学校	4,373	290	72	0	776
上鶴間小学校 1	1,434	101	20	0	258
鶴の台小学校 2	2,769	155	13	0	435
くぬぎ台小学校	1,386	83	9	0	221
上鶴間中学校	484	39	5	0	94
東林中学校	1,224	88	23	0	235

人的被害

単位:人

避難所	冬 2 時				冬 1 8 時	
	死者	閉込者	重傷者	軽傷者	避難者 当日	避難者 1週間後
東林小学校	18	107	21	118	868	1,900
上鶴間小学校 1	7	36	7	37	284	584
鶴の台小学校 2	10	78	12	73	592	1,811
くぬぎ台小学校	5	40	6	37	302	778
上鶴間中学校	3	15	3	13	109	233
東林中学校	6	28	6	32	233	417

表中の値は概数が示されており、集計が一致しない場合がある。

建物総数等のデータは「平成24年度都市計画基礎調査」より抜粋。

1 若葉自治会、鶴舞自治会、相模つきみの自治会(いずれも大野南地区)を含む。

2 東林地区の小学校ではないが、避難所指定している自治会があるため掲載。

2 浸水（内水）ハザードマップによる地区被害想定

(1) 想定雨量と条件

浸水（内水）ハザードマップは、平成 20 年に記録した、1 時間に 96.5 ミリと同じ降雨が全市域に同時に発生した場合に、浸水が広がる範囲とその深さを想定したものである。

(2) 想定結果

東林地区では、0.2 メートル以上 0.5 メートル未満での浸水が予想されている場所が多く、地区全域に点在している。想定される最大浸水深は地区南部で 1.5 メートル未満とされている。

2 災害予防計画

第1章 家族ではじめる防災意識の確認と日頃の備え（自助）

1 地震対策

いつ地震が発生しても被害を最小限に食い止められるように、わが家の内外の危険箇所をチェックして、事前に安全対策をしておく。

(1) 防災会議を家族全員で開く

- 家族の役割分担を決める。
- わが家の危険箇所をチェックする。
- 非常持ち出し品をチェックする。
- 緊急連絡方法を確認する。
- 消火器等の防災用具をチェックする。
- 避難場所や避難路を確認する。

(2) 家の中の安全対策

- 家の中に家具類を置かない安全なスペースをつくる。
- 寝室、子ども・高齢者・病気にかかっている人の部屋には家具を置かない。
- 出入口や通路に物を置かない。
- 家具類の転倒・移動防止とガラスの飛散防止対策をする。
- ガスコンロやストーブのまわりは、燃えやすい物は置かない。
- アイロンやドライヤーなどのコンセントをつないだままにしない。

(3) 家のまわりの安全対策

- 鉄筋や基礎が入っているかなど、ブロック塀の安全対策をする。
- ベランダの植木鉢などを整理し、落ちる危険がある場所には何も置かない。
- 不安定な屋根のアンテナ、屋根瓦は補強する。
- プロパンガスのボンベは固定しておく。

2 風水害対策

- (1) 瓦などの屋根材の点検やアンテナ支線等の補強をする。
- (2) 雨戸や窓の補強をする。
- (3) 家のまわりやベランダに置いてある、風で飛ばされそうな物を片付ける。
- (4) 納屋や物置の危険物などの安全の確認をする。
- (5) 雨どい、排水溝、側溝、グレーチングに木の葉等がつかまっていないか確認する。
- (6) 大雨の時や大雨が予測される時は、川や海などには近づかない。

3 延焼防止対策

大地震発生時等には、火災の同時多発、消防車の通行不能、消火栓の使用不能等により、消防機関の活動は通常の火災の場合よりも大幅に制限される。

すべての住民が自宅や隣近所といったごく身近なところで初期消火活動を実践し、火災の拡大を防御することが重要であるため、安全を確保しつつ、迅速に初期消火活動を行い、火災の拡大を防御するため、次の消火資機材等を備える。

- (1) 消火器、簡易消火具等の設置（各家庭）
- (2) 感震ブレーカーの設置（各家庭）

第2章 地域社会で防災対策（共助）

1 地震対策（風水害対策も共通）

（1）地域防災組織の主な役割

連合自主防災隊

市や単位自主防災隊との間に立ち、防災関連情報等の連絡や防災訓練等に関する調整などを行う。

【連合自主防災隊の役割】

役 職	役 割
連合自主防災隊長	防災関連情報等の連絡及び単位自主防災隊を超えた地域 防災訓練、イベント等の計画・実施を行う。 〔 情報の収集・伝達訓練、避難誘導訓練 避難所運営訓練、炊き出し等給食・給水訓練 災害時要援護者支援訓練 など 〕
副隊長	
防災専門員	

単位自主防災隊

単位自主防災隊は、各自主防災隊の規模や活動の状況等に応じて編成することが大切であり、円滑な防災活動を行えるよう、以下の基本的な方針に沿った組織づくりとする。

【本部の役割】

役 職	役 割
自主防災隊長	地区連合自主防災隊との連絡調整や防災訓練等の計画・実施、避難計画の策定、組織内の情報伝達体制の整備
副隊長	自主防災隊長の補佐
防災部長	自主防災隊長の補佐及び防災活動に係る各班への専門的、技術的指導・指揮

【各班の役割】

班 名	役 割
情報連絡班	啓発活動、情報伝達訓練及び連絡様式の準備等
初期消火班	消火技術の習得や消火器等の事前点検、地域の事業所が持つ自衛消防隊との連絡体制の構築
救出・救護班	救出方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術習得
避難誘導班	避難経路の安全チェック、危険要素のチェック
給食・給水班	炊き出しの方法、給食の配分方法、給水方法の習得
災害時要援護者支援班	要援護者の把握、支援の方法の確立

避難所運営協議会

避難所の運営が円滑に行われるように、避難所運営協議会長を中心とし、避難所運営についての協議及び作業班を含めた訓練を行う。

【作業班の役割】

班名	協議・訓練の内容
管理班	避難所の管理全般
情報班	避難者名簿の作成、現地対策班との情報交換・連絡調整
衛生班	衛生対策
救護班	負傷者等への救護活動
要援護者支援班	災害時要援護者への対応
給水班	飲料水・生活水の確保
救援物資班	生活必需品の管理、受け入れ、分配
炊き出し班	炊き出し、食料管理、受け入れ
安全・警備班	安全管理、巡回警備

(2) 災害危険の把握

自主防災隊は、災害予防に資するため、次のとおり地区固有の防災課題の把握を行う。

また、それらを記載した地図を作成し、地区内で情報共有する。

把握事項は、次のとおりとする。

(ア) 危険地域、区域等

(イ) 地区の防災施設、設備

(ウ) 過去の災害履歴、災害に関する伝承

把握の主な方法は、次のとおりとする。

(ア) 相模原市防災アセスメント調査

(イ) 相模原市地区別防災カルテ

(ウ) 相模原市ハザードマップ（洪水・土砂）

(エ) 地区内の踏査（防災まち歩き）

(3) 中高層共同住宅等の災害対策

中高層共同住宅の管理者は、敷地・建物内に防災備蓄スペース、災害用トイレなど、ライフラインが復旧するまでの間、居住者が自立生活できるための震災対策用設備等を確保するよう努める。

また、必要に応じ火災対策として、感震ブレーカー等の設置に努める。

(4) 防災知識の普及・啓発

地区住民の防災意識を高揚するため、地域団体や事業者等の各種団体は市が進める下記の普及啓発活動に協力する。

普及・啓発の内容

- (ア) 防災知識及び地区防災計画に関すること。
- (イ) 地震、火災、風水害等についての知識に関すること。
- (ウ) 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- (エ) 地震発災後72時間における活動の重要性に関すること。
- (オ) 食料等を3日以上確保することの重要性に関すること。
- (カ) 住宅の安全対策に関すること。(耐震化、感震ブレーカー、家具の固定等)
- (キ) ブロック塀の安全対策に関すること。
- (ク) その他防災に関すること。

普及・啓発の方法

- (ア) 広報誌、パンフレット、リーフレット、チラシ等の配布
- (イ) 講演会、座談会、映画上映会等の開催
- (ウ) パネル等の展示
- (エ) 防災地図等の作成

実施時期

火災予防運動期間、市防災週間等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

(5) 防災訓練の実施

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、災害時要援護者対策等が迅速かつ適切に行えるよう、次により防災訓練を実施する。

また、相模原市等が行う訓練に参加する。

個別訓練と合同訓練

単位自主防災隊、各避難所運営協議会、学校、事業所等が各々実施する訓練を「個別訓練」、複数の組織が合同で実施する訓練を「合同訓練」とする。

各組織は、日頃から、個別訓練により防災資機材の操作方法や発災時の行動について習熟を図るほか、組織同士が連携・連動した合同訓練を実施する。

訓練の種類(例)

- (ア) 情報収集・伝達訓練
- (イ) 消火訓練
- (ウ) 避難訓練
- (エ) 救出・救護訓練
- (オ) 給食・給水訓練
- (カ) 災害図上訓練(DIG)
- (キ) 避難所運営ゲーム(HUG)
- (ク) クロスロード

(ケ) 住民体験型訓練（起震車体験・煙体験等）

訓練実施計画の作成

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

訓練の時期及び回数

訓練は、原則として春季（3/1～3/7）及び秋季（11/9～11/15）の火災予防運動期間中並びに防災の日（9/1）に実施する。合同訓練は年1回以上、個別訓練は随時実施する。

(6) 防災資機材等の備蓄・管理

防災資機材等の備蓄及び管理に関しては、次により行う。

配備計画

防災資機材等の配備場所、数量を適正に管理し計画的な備蓄に努める。

定期点検

市防災週間（7月第1土曜日から1週間）を全資機材の点検日とする。

(7) 災害時要援護者（注1）の把握、避難支援体制

災害が発生した場合に、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者などに対する適切な応急対策及び救援活動を行うため、各地域の特性や実情を考慮し、日頃から地区のコミュニティの形成や社会福祉活動に積極的に取り組み、災害に備える。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととする。

災害時要援護者名簿・マップ等の作成

災害時、避難支援や安否確認等に使用する災害時要援護者名簿・マップ等を作成し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、災害ボランティア組織、自治会等と連絡を取り合って原則年1回更新する。

災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し、訓練等に反映させる。

避難計画書の作成

各自主防災隊は広域避難場所及び避難所と、避難経路を示した、避難計画書を作成する。

（注1）災害時要援護者とは：乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病人、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であるもの。

災害時要援護者名簿の作成

災害時要援護者の避難支援には、マンパワー等の支援する力が不可欠であり、実効性のある避難支援を計画するために、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握して、地域における避難支援等関係者をあらかじめ決めておくこととする。その際、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織に限定して考える必要はなく、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情にあった者とする。

また、避難支援等関係者となりうる者をより多く確保するのに当たっては、年齢要件等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得ることとする。

(8) ネットワークづくり

地域防災力を発揮するには、自主防災隊、避難所運営協議会などの地区防災組織のみならず、地域の諸団体が一致団結する必要がある。

そのため、日頃から、各団体間で情報を共有したり、得意分野に応じた役割分担について話し合いをしておくなどして、地域内で災害に備えたネットワークづくりをしておくことが重要である。

<取組の例>

- ・ 災害時要援護者の支援に向けた、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、高齢者支援センター等の情報共有
- ・ 避難所での避難者の健康保持に向けた、地域の健康づくり関係団体等の協力体制の構築

3 応急対策計画 (地震・風水害)

第1章 家族の安全な避難のために（自助）

1 地震対策

地震はいつ、どこで起きるかわからず、また、その時必ずしも家族と一緒にいるとは限らない。災害が発生した場合は、自分の周り、あるいは自分自身がどのような状況になってしまうのか、どう行動すべきかを日頃から具体的にイメージしておくことが大変重要である。

(1) 地震発生時の行動パターン

- 0～1分 落ち着いて自分の身を守る
- 1～2分 家族や家財を守る。一時避難場所へ避難する
- 5～10分 近所の協力
- 10分～数時間 避難準備。避難所へ避難する
- 数時間～2日経過 自力でのしご
- 3日目以降 生活維持

(2) 火災発生時の行動パターン

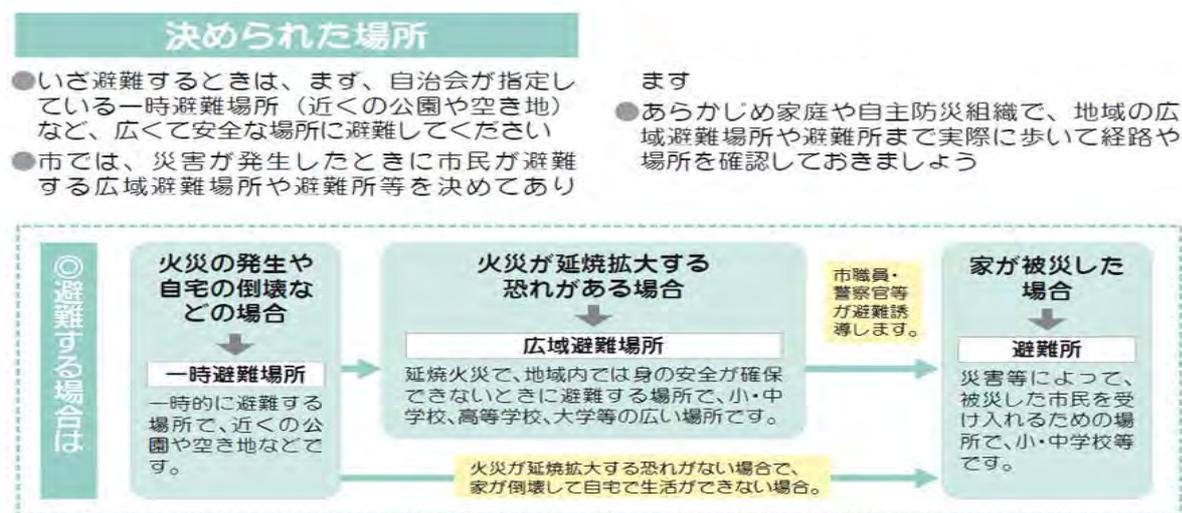
- 大声を出して家族や近所に知らせる
- 落ち着いて初期消火をする
- 煙に巻かれないように早く避難する

(3) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、近所の人と協力し、救出・救護活動を行う。

(4) 避難判断

●どこに避難すればよいのか！



2 風水害対策

(1) 災害情報の収集

ひばり放送やTVKデータ放送、防災メール等を用い、正しい災害情報の収集を行う。

(2) 水防活動

風水害時、雨量の増加による浸水（内水）被害を防ぐため土のう積を行う。

第2章 地域住民の力で被害を最小限に（共助）

1 地震対策

大規模な地震災害が発生した時には、火災の発生、建物の倒壊、電話の不通や道路交通網・電気・ガス・水道施設などが寸断され、消防などの公的な防災関係機関の活動が制限されることが予想されるため、自主防災隊を中心としながら地域住民が一丸となって参加・連携し活動を行うことが大切である。

(1) 初期消火活動

初期消火活動

火災に際しては初期消火が特に重要になるため、自主防災隊は各家庭に対して、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型消防ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

初期消火活動の流れ

別紙フロー図を参考に初期消火活動を実施する。

(2) 救出・救護、搬送

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。

救出・救護

- ・ 救出・救護活動は、救命処置を必要とする者を優先して行う。
- ・ 救出・救護の事態が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出・救護を優先して実施する。
- ・ 防災関係機関による救出が必要であると認めるときは、119番通報をし、出動を要請する。
- ・ 救命・救急処置を必要とする傷病者を優先して119番通報をし、その他の傷病者については、地域住民の協力を得ながら自主的な応急手当を行う。

搬送

負傷者の状態が医師の手当を必要とすると認めるとき、救護所へ搬送をする。医療機関への搬送は、救護所において判断をする。

救出・救護活動の流れ

資料編、フロー図を参考に救出・救護活動を実施する。

(3) 避難誘導

災害が発生し、又は発生の恐れがあり、人命に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、区域内にいる全ての人に対して、次により避難を促す。

避難誘導の指示

避難指示、勧告等が出たとき、または、連合自主防災隊や単位自主防災隊の隊長等が避難の必要があると認めるときは、隊長等は避難誘導班に対し避難誘導の指示

を行う。

避難誘導

避難誘導班員は、隊長等の避難誘導開始の指示を受けた時は、避難計画に基づき、住民を広域避難場所または避難所に誘導する。

避難場所及び避難所

資料編、自治会別避難場所・避難所一覧のとおり

避難誘導活動の流れ

資料編、フロー図を参考に避難誘導活動を実施する。

(4) 災害時要援護者対策

災害時において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者など、災害時要援護者に対して、地区住民の参加及び関係機関等の協力を得て、効果的な応急対策を総合的かつ優先的に行うものとする。支援活動の実施にあたっては、「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととする。

災害発生時の対応

災害発生後概ね3日間を目途に、災害時要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を積極的に行うこととする。

安否情報の収集

大規模災害が発生した場合、支援組織は安全が確保される範囲内において、支援台帳等をもとに災害時要援護者宅の個別訪問など、主体的に安否確認を行い、地区内支援組織間での情報を共有するとともに本部に報告する。

避難誘導

避難経路、広域避難場所及び避難所については、安全を確認の上、指定された場所等に速やかに誘導することとする。

災害時要援護者支援活動の流れ

資料編、フロー図を参考に災害時要援護者支援活動を実施する。

(5) 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、情報の収集・伝達を次により行う。

情報の収集・伝達の流れ

情報収集・伝達は、テレビ、ラジオ、各種電話、防災行政無線（ひばり放送）、FAX、インターネット、伝令等による。

情報は、簡潔明瞭が肝心であり、「いつ、どこで、なにが、(だれが)、どうして、どのように」の要領で情報を収集し、伝達する。

別紙フロー図を参考に情報の収集・伝達を実施する。

(6) 住民の安否確認

単位自主防災隊、避難所運営協議会及び現地対策班は、避難者、住民の安否、及び在宅避難者についての情報交換を行い、必要に応じ現地確認を行う。

(7) 避難所運営

避難所運営については、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所運営協議会が中心となる。

(8) ボランティアの活動について

災害時におけるボランティア活動については、現地対策班を通じ、相模原災害ボランティアセンター等と連絡調整を行い、以下の各種活動分野に対して、必要に応じて支援を要請することとする。

専門ボランティアの活動分野

- (ア) 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、柔道整復師等）
- (イ) 福祉（手話通話、介護士）
- (ウ) 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線）
- (エ) 特殊車両操作（大型重機等操作資格者）
- (オ) 通訳（外国語通訳）
- (カ) 被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士）
- (キ) 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）
- (ク) その他専門知識や技能を必要とする分野

生活支援ボランティアの活動分野

- (ア) 救援物資の整理、仕分け、配分
- (イ) 避難所の運営補助
- (ウ) 救護所の運営補助
- (エ) 清掃
- (オ) 災害時要援護者等の生活支援
- (カ) 広報資料の作成
- (キ) その他危険のない作業

2 風水害対策

(1) 水防活動

風水害時、雨量の増加により、深堀川が溢れそうになるなど、浸水の恐れがある場合には、被害を防ぐため市及び消防団に協力し土のう積を行う。

(2) 広報活動

市から避難準備情報及び避難指示が発令された場合、地区内の住民に対し、メガホン等により広報活動を行う。

東林地区防災計画策定専門部会 会則

(設置)

第1条 東林地区まちづくり会議会則(平成22年4月1日施行)第6条第2項の規定に基づき東林地区まちづくり会議(以下、「まちづくり会議」という。)の専門部会として、東林地区防災計画策定専門部会(以下「専門部会」という。)を置く。

(目的)

第2条 専門部会は、東林地区防災計画の策定に際し、東林地区の防災活動の方向性等について、会議で検討した結果を計画書としてまとめ、自主的な防災活動につなげることにより、東林地区における防災・減災の取組を進めることを目的とする。

(構成及び任期)

第3条 専門部会は、まちづくり会議が必要と認めた団体等をもって構成し、別表のとおりとする。

2 部会員の任期は、第1回の会議が開催された日から平成28年3月31日までとする。

3 部会員に欠員が生じ、補充する必要があると認められる場合には、当該部会員の選出団体において、後任者を選定する。

(部会長及び副部会長)

第4条 専門部会に、部会長1人及び副部会長1人を置く。

2 部会長はまちづくり会議会長が務めるものとし、副部会長は部会長が指名する。

3 部会長及び副部会長の任期は、専門部会の部会員の任期によるものとする。

4 部会長は、専門部会を代表し、会務を総括する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 専門部会の会議は、部会長が招集する。

2 会議の議長は、部会長が務めるものとする。

3 会議は、部会員の半数以上の出席をもって開催することとする。

4 部会長は、必要があると認めるときは、会議に諮り、部会員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(報告)

第6条 部会長は、専門部会の検討経過及び結果について、まちづくり会議に報告するものとする。

(意見聴取)

第7条 東林地区の防災計画をまとめるにあたっては、まちづくり会議が主体となって、地区住民から幅広く意見を求めることとする。

(事務局)

第8条 検討会議の事務局は、相模原市危機管理局及び東林まちづくりセンターに置く。

(委任)

第9条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則
この会則は、平成26年12月16日から施行する。

附 則
この会則は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

No.	団体等	定数
1	東林地区まちづくり会議 会長	1
2	東林地区自治会連合会	5
3	東林地区社会福祉協議会	1
4	東林地区民生委員児童委員協議会	1
6	東林公民館	1
7	相模原市消防団南方面隊第3分団第2部	1
8	東林地区内 避難所運営協議会	2
9	防災専門員	2

検 討 経 過

会議名称	開催年月	備 考
まちづくり会議	平成26年12月	策定専門部会構成員の選任等
第1回計画策定専門部会	平成27年 1月	検討内容等
第2回計画策定専門部会	平成27年 2月	検討内容等
第3回計画策定専門部会	平成27年 3月	検討内容等
第4回計画策定専門部会	平成27年 4月	検討内容等
第5回計画策定専門部会	平成27年 5月	検討内容等
第6回計画策定専門部会	平成27年 6月	検討内容等
第7回計画策定専門部会	平成27年 7月	検討内容等
第8回計画策定専門部会	平成27年 8月	検討内容等
第9回計画策定専門部会	平成27年 9月	検討内容等
第10回計画策定専門部会	平成27年10月	検討内容等
第11回計画策定専門部会	平成27年11月	検討内容等
まちづくり会議	平成27年12月	東林地区防災計画の策定